

委 託 契 約 書（案）

委 託 業 務 名	令和6年度日和佐こども園新築工事基本設計業務
委 託 業 務 箇 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
業 務 委 託 料	金 円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	金 円
契 約 保 証 金	

上記業務の委託について、委託者と受託者の間に、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- (総則)
- 第1条** 受託者は、別冊「仕様書」に基づき、上記の業務委託料をもって、履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。
- 2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。
- (権利義務の譲渡等)
- 第2条** 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 委託者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。
- (再委託等の禁止)
- 第3条** 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (委託業務の調査等)
- 第4条** 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。
- (業務内容の変更等)
- 第5条** 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。
- (履行期限の延長)
- 第6条** 受託者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。
- (損害のために必要を生じた経費の負担)
- 第7条** 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。
- (履行遅滞の場合における延滞金)
- 第8条** 受託者の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、委託者は、延滞金を付して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ年3%の割合で計算した金額とする。
- 3 委託者の責に帰する事由により第11条の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受託者は委託者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅滞利息の支払いを請求することができる。
- (契約の保証)
- 第9条** 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の不履行に生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は業務保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができる。
- 5 発注者は、第1項の保証を必要がないと認めるときは、免除することができる。
- (検査及び引渡)
- 第10条** 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたとき、受託者は遅滞なく当該補正を行い、委託者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。
- 4 受託者は検査合格の通知を受けたときは遅滞なく、当該目的物を委託者に引き渡すものとする。
- (委託料の支払)
- 第11条** 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 委託者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
- (前金払)
- 第12条** 受託者は、請負金額が500万円以上の場合であって委託者において前払金をすることができるものであると認めるときは、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- (委託者の解除権)
- 第13条** 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 第14条の規定によらないで受託者が契約の解除を申し出たとき。
- (3) 受託者(受託者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ)が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団を利用したと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していたと認められるとき。
- ト 受託者がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- (受託者の解除権)
- 第14条** 受託者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。
- (1) 第5条の規定により、業務の内容を変更した場合において業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第5条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。
- (3) 前各号のほか、委託者が契約に違反し、その違反によって、契約の目的を完了することが不可能となったとき。
- 2 前号の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

- (違約金)
- 第15条** 委託者がこの契約を解除したときは、受託者は、業務委託料の10分の1を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。
- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として直ちに支払わなければならない。
- (1) 第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。
- ア 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
- イ アのほか、受注者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。
- ウ 発注者の受注者に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。
- 3 第9条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

- (秘密の保持)
- 第16条** 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (契約外の事項)
- 第17条** この契約に定めのない事項、又は、この契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とは協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するために、この契約書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 徳島県海部郡美波町奥河内宇本村18-1

美波町長 影 治 信 良

受託者